

免 許	医師、歯科医師 免許証交付まで3～4ヶ月程度要します。		・各種申請書類は保健所窓口にあります。 ・収入印紙は事前に郵便局等でご購入下さい。 ・交付された免許証は740円（現金or切手）で郵送依頼可能です。	
窓 口	住所地の保健所 （富山市の方は富山市保健所、富山市外の方は富山県各厚生センター）			
手 続 き	新規免許申請	籍(名簿)訂正・免許証書換え交付申請 （氏名・本籍の都道府県名の変更）	免許証再交付申請 （免許証の紛失・破損の場合）	籍(名簿)登録抹消（消除）申請 （死亡・失踪した場合など）
必 要 な 書 類 等	1. 免許申請書 2. 診断書 （発行の日から1ヶ月以内のもの） 3. 戸籍抄（謄）本又は本籍地の記載がある住民票の写し （マイナンバー未記載で発行日から6ヶ月以内のもの） 4. 手数料60,000円 （収入印紙） -----希望者のみ----- 5. 登録済証明書（ハガキ） （85円切手貼付） （速達を希望する場合は385円分の切手を貼付し、「速達」と朱書き）	1. 籍(名簿)訂正・免許証書換え交付申請書 2. 遅延理由書 （変更を生じた日の翌日から起算して30日以内を過ぎた場合） 3. 戸籍抄（謄）本 （発行日から6ヶ月以内のもの） 4. 免許証（原本） （原本がない場合は再交付申請が必要です。） 5. 手数料1,000円 （収入印紙） -----希望者のみ----- 6. 登録済証明書が必要な場合は85円切手	1. 免許証再交付申請書 《旧姓併記を新たに希望、変更する場合は、書換交付申請が必要です。》 2. 本籍地の記載がある住民票の写し （マイナンバー未記載で発行日から6ヶ月以内のもの） 《同時に籍訂正・免許証書換申請をする場合は、戸籍抄(謄)本が必要で住民票の写しは不要です。》 3. 免許証 （破損・汚損の場合） 4. 手数料3,100円 （収入印紙） -----希望者のみ----- 5. 登録済証明書*が必要な場合は85円切手	1. 籍(名簿)登録抹消(消除)申請書 2. 遅延理由書 （抹消事由が生じた日の翌日から起算して30日以内を過ぎた場合） 3. 死亡又は失踪したことが確認できる書類（次のいずれか） ・除籍抄（謄）本（原本） ・死亡診断書（コピー可） ・死体検案書（コピー可） ・失踪宣告を受けたことを証明する書類（原本） 4. 免許証 （原本がない場合は申立書）
	登録済証明書は、厚生労働省「医師等免許登録確認システム」で申請されるとオンラインで発行されます。			
備 考	・旧姓併記を希望する場合は、旧姓が分かる戸籍書類が必要です。	・戸籍抄（謄）本は免許証の氏名（又は本籍）から現在の氏名（又は本籍）までの変遷が分かるものを提出してください。 ※場合により、改製原戸籍抄(謄)本、除籍抄(謄)本等が必要です。 ・旧姓併記を希望する場合は、旧姓が分かる戸籍書類又は旧姓免許証(写)が必要です。	・免許取得状況を伺いますので、登録番号、登録年月日、免許申請時の本籍・住所・卒業学校名等分かる範囲で調べてください。 ・本人確認書類（運転免許証、旅券、マイナンバーカード、健康保険証等）を持参してください。	・申請者は戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者です。 ・本人確認書類（運転免許証、旅券、マイナンバーカード、健康保険証等）を持参してください。